

金沢市中小企業経営改善計画策定支援事業補助金のご案内

金沢市は、国が認定する士業等専門家の支援を受けて経営改善計画を策定する場合、専門家に対する支払費用の2/3を国が支援する、中小企業の「経営改善計画策定支援事業」（早期経営改善計画策定支援事業を除く）の計画策定支援の費用補助を受けた事業者に対して、独自の追加支援を行います。

1. 補助対象事業

金融機関への返済条件等を変更し資金繰りを安定させるため、経営改善計画を策定するために必要な経費（伴走支援、金融機関交渉にかかる経費は除く）

【活用イメージ（中小機構資料から引用）】

- ・ 必要な売上げや利益を確保できる経営管理をしたい
- ・ 人件費以外でコスト削減を図りたい
- ・ 黒字体質の経営に転換させるための経営計画を持ちたい
- ・ 業況悪化の根本的な原因を把握したい

2. 補助率等 対象経費の1/6、上限50万円（※1万円未満切捨て）

国補助率	市補助率	事業者負担
2/3	1/6	1/6

3. 応募資格

- ①金沢市内に主たる事業所を置く中小企業等であること
- ②令和5年6月30日以降に国の「経営改善計画策定支援事業」により石川県中小企業活性化協議会の費用補助の支払決定を受けていること

4. 申請期限

石川県中小企業活性化協議会から費用補助の通知があった日から3ヶ月以内
経営改善計画策定期限：令和6年3月31日まで

5. 申請方法

金沢市公式HPにて必要書類等を確認のうえ、郵送又はメールにてご提出ください。

金沢市中小企業経営改善計画策定支援事業補助金

6. 申請・補助金交付の流れ

裏面参照



7. 申請・問い合わせ先

〒920-8577 金沢市広坂1-1-1 金沢市経済局商工業振興課
TEL:076-220-2193、E-mail:syoukou@city.kanazawa.lg.jp

申請・補助金交付の流れ

